

「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令案」
に関する意見募集について

平成 27 年 4 月 14 日
労働基準局安全衛生部
化学物質対策課

第 186 回通常国会において成立した労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号。以下「改正法」という。）による改正後の労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）において、一定の危険性又は有害性が確認されている化学物質に係る危険性又は有害性等の調査の実施等が事業者の義務とされました。

また、労働政策審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」（平成 25 年 12 月 24 日）においては、法第 57 条に規定する表示義務の対象物を拡大すべき旨が提言されているところです。

今般、改正法の施行に伴い、また、表示義務の対象物を拡大するため、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）及び厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）について必要な規定の整備を行う予定です。

つきましては、別添の改正概要に関し、下記のとおり御意見を募集いたしますので、御意見がある場合には、下記により御提出ください。

記

1 意見公募期間

平成 27 年 4 月 14 日（火）から平成 27 年 5 月 13 日（水）まで（必着）

2 資料の入手方法

厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3 御意見の提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。その際、件名に「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令案に関する意見」と明記して御提出ください。電話による御意見は受け付けておりません。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボ

タンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 労働基準局
安全衛生部 化学物質対策課 中央産業安全専門官 宛て

(3) FAXの場合

FAX番号：03-3502-1598
厚生労働省 労働基準局
安全衛生部 化学物質対策課 中央産業安全専門官 宛て

4 御意見の提出上の注意

御意見は日本語に限ります。個人の場合は氏名・住所及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、法人の場合は法人名、主たる事務所の所在地及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、それぞれ記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。また、提出していただいた御意見については、氏名、住所及び連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

また、御意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねます。